

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年8月28日 開会時間・午前・午後 9時57分 閉会時間・午前・午後10時28分
出席者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 9月定例会について ○ その他	

【開会=午前 9 時 5 7 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく申し上げます。
本日の審議事項はお手元に配布した通りであります。まず、9月定例会についての協議を行います。市長提出案件について執行部から説明願います。副市長申し上げます。

副市長

皆さんおはようございます。
それでは、9月1日開会の令和5年第4回羽島市議会定例会において、審議をお願いいたします付議案件についての説明をさせていただきます。付議する案件の内訳といたしましては、専決処分の報告1件、財政の健全化に関する報告2件、放棄した債権の報告1件、人事案件1件、条例の一部改正等6件、字の区域及び名称の変更1件、令和5年度補正予算5件、令和4年度決算認定10件、以上の27件となります。それでは順次説明いたします。
議案書の1ページをお願いいたします。「報第5号 専決処分の報告について」です。令和5年4月14日午後2時50分ごろ、羽島市江吉良町南郷中交差点内において、右折北進した相手方車両と左折北進した公用車が接触し、相手方車両の左側面が損傷いたしました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告をするものでございます。損害賠償額は19万2133円で、相手方は海津市在住の個人、過失割合は市6割、相手方4割となっております。
次に、2ページをお願いいたします。「報第6号 令和4年度羽島市健全化判断比率の報告について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度羽島市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものでございます。令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がありませんでした。また、実質公債費比率は5.9%、将来負担比率は8.7%でいずれも早期健全化基準を下回りました。
次に、3ページをお願いいたします。「報第7号 令和4年度羽島市資金不足比率の報告について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度羽島市資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。令和4年度決算に基づ

く公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足はありませんでした。

次に、4ページをお願いいたします。「報第8号 放棄した債権の報告について」です。放棄した市の債権について報告するものでございます。放棄した債権の件数及び金額は、市民病院個人医療費負担金が19件、162万5383円。水道料金が32件、28万5020円。水道開栓手数料が12件、2400円。水道契約解除違約金が1件、38万5349円。合計64件、229万8152円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。「議第65号 羽島市教育委員会委員の任命について」です。現委員の春日民奈さんの任期が10月6日に満了となることから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。「議第66号 羽島市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について」です。行政財産の目的外使用に係る使用料の納入時期の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。改正内容といたしましては、行政財産の目的外使用に係る使用料について、現行では使用開始する前に納入しなければならないこととされていますが、現在、職員駐車場の使用料徴収事務において、還付事務が多数発生するなどの不都合が生じていることから、事務の効率化を図るため、納入時期の特例を規定するものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。「議第67号 羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について」です。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容といたしましては、個人番号カードを利用した証明書等のコンビニ交付に係る手数料について、現在、特例として手数料条例に規定された額から100円を減じた額としていますが、法改正により、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となったため、電子証明書が搭載されたスマートフォンを利用した証明書等のコンビニ交付についても100円を減ずる特例の対象とするものでございます。また、印鑑登録証明書の申請の方法について、電子証明書が搭載されたスマートフォンによる申請を加えるものでございます。この条例は一部の規定を除き、条例で定める日から施行するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。「議第68号 羽島市立学校設置条例の一部を改正する条例について」です。条例の記載内容の点検を行う評価法務により改正を要することが明らかとなったため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、当該条例中の福寿小学校の位置の表記に誤りがあったため、改正するものです。この条例は公布の日から施行するものです。

次に、17ページをお願いいたします。「議第69号 羽島市いきいき元気館を廃止することに伴う関係条例の整備に関する条例について」です。羽島市いきいき元気館を廃止することに伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。改正内容としては、まず第1条において羽島市いきいき元気館条例を廃止するものです。次に、第2条において、適応指導教室こだまを福祉ふれあい会館内に設置することに伴い、同会館内の地域福祉活動センターの利用について変更するものです。次に、第3条において、適応指導教室こだまの福祉ふれあい会館内への設置に伴い、規定の整備を行うものです。この条例は一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。「議第70号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に項ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。「議第71号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について」です。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等に伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、まず、蓄電池設備に係る基準の見直しとして、従来4800アンペアアワーセル未満の蓄電池設備については、消防法における規制の対象外としていましたが、今回その対象の拡充、見直しを行い、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものであり、かつ出火防止装置が講じ

られたものとして、消防庁長官が定める蓄電池設備について、規制の対象外としたものです。また、固体燃料を使用する火期設備の壁からの隔離距離について、新たに木炭を燃料とする炭火焼き器について規定したものでございます。この条例は令和6年1月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。「議第72号 字の区域及び名称の変更について」です。羽島市平方第二土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更するものでございます。新たに画する町及び字は福寿町平方14丁目及び福寿町平方字土手西です。

次に、36ページをお願いいたします。「議第73号 令和5年度羽島市一般会計補正予算(第5号)」についてです。歳入歳出予算の総額に9億9556万1000円を追加し、総額を249億5814万2000円とするものです。補正内容はふるさと納税推進事業、財政調整基金積立金及び新型コロナワクチン追加接種事業等です。財源としては、寄附金及び繰越金等を充てるもの、合わせて地方債の補正をお願いするものです。

次に、52ページをお願いいたします。「議第74号 令和5年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてです。歳入歳出予算の総額に2322万円を追加し、総額を68億7472万円とするものです。補正内容は償還金で、財源として繰越金を充てるものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。「議第75号 令和5年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてです。歳入歳出予算の総額に1億3472万4000円を追加し、総額を59億6739万9000円とするものです。補正内容は介護保険給付準備基金積立金及び返還金等で、財源として繰越金等を充てるものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。「議第76号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算(第2号)」についてです。資本的収入に2700万円、同支出に2706万円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容は建設改良費等の財源に充てるための企業債を財源とし、施設整備費、具体的には第2病棟の冷暖房設備の熱源となる冷温水発生機の更新、3台のうち1台が故障したことによるものに充てるものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。「議第77号 令和5年度羽島市水道事業会計補正予算(第2号)」についてです。収益的収入に81万4000円、資本的支出に78

<p>後藤國弘委員長</p>	<p>40万円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容は、収入は漏水検知システム導入事業に係る県からの補助金、岐阜地域DX推進補助金が採択されたことに伴う増額です。支出は配水管布設工事の件数が当初見込みよりも増えたことに伴い、工事請負費を増額するものでございます。</p> <p>次に、79ページをお願いいたします。ここからは令和4年度の決算関係です。当該ページの認第1号から83ページの認第10号までの10件について、令和4年度羽島市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算について、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。別冊にて決算書を調製しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。</p> <p>以上、今定例会において審議をお願いする付議議案について、その概略を説明いたしました。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>それでは、執行部は退席いただいて結構でございます。</p> <p>(執行部退席)</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>それでは次に、請願について、局長説明願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>昨日までに受理いたしました請願は3件でございます。</p> <p>「請第5号 小中学校の給食費無償化を求める請願」紹介議員、花村隆、請願者住所、羽島市正木町不破一色379新日本婦人の会羽島支部支部長、柴田典子、付託委員会、民生文教委員会でございます。</p> <p>「請第6号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名」紹介議員、花村隆、請願者住所、羽島市正木町坂丸5-52、佐野隆他249人、付託委員会、民生文教委員会でございます。</p> <p>「請第7号 濃尾大花火（一宮市・羽島市市民花火大会）の再開を求める請願」紹介議員、堀隆和、請願者住所、羽島市小熊町島2丁目122-3、多田伸之、付託委員会、産業建設委員会でございます。</p> <p>以上が昨日までに受理いたしました請願でございます。</p>

<p>後藤國弘委員長</p>	<p>請願は初日に紹介を行った後、関係常任委員会へ付託をお願いしたいと思います。以上です。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは次に、陳情・要望について、局長説明願います。</p> <p>昨日までに受理いたしました陳情・要望は2件でございます。「陳情第4号 健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める陳情」、「陳情第5号 帯状疱疹予防ワクチンに関する陳情」でございます。陳情の扱いについては従来通り本会議場に写しを配付するということでお願いしたいと思います。以上です。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>次に、議案の付託先について、局長説明願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>先ほど副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は専決処分の報告が1件、財政の健全化に関する報告が2件、放棄した債権の報告が1件、人事案件が1件、条例の一部改正等が6件、字の区域及び名称の変更が1件、令和5年度補正予算が5件、令和4年度決算の認定が10件の合わせて29件でございます。そのうち、報第5号から報第8号、議第65号の5件は委員会付託を省略しますので、議案の付託は総務委員会3件、民生文教委員会7件、産業建設委員会2件、予算決算特別委員会が10件の合わせて22件になります。なお、認第1号から認第10号、決算認定の10件は会議規則第36条により、議決で予算決算特別委員会へ付託することとなりますのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り付託してよろしいでしょうか。</p>
<p>野口委員</p>	<p>請願についてちょっとお聞きしたいんですけど、いろんな請願が出てきて私は全然問題ないと思うんですけど、今回提出された5号、6号はわかるんですけど、7号は市に対して再開を求めているんですか。花火大会の主催者は市なの。請願というのは国とか地方公共団体とか自治体に出されるもので、花火大会再開を求める請願と書いてあるんですけど、請願だから市に対して言ってるということですよ。でも、この花火大会、市が主催してたんですか、すごい疑問なんだけど、実行委員会がやってたんですよ。実行委員会とかは完全に抜きにして、市でやってください</p>

山田委員	<p>という考え方の請願ということですね。</p> <p>今までの例でいくと、例えばこの花火でもそうなんです、これ平成5年のときですが、要するに、市長提案で市長が花火大会をやるということによって、そのためには寄付金問題も起きるわけです。市が市に寄付することはできませんですから、どうしたって実行委員会、こういうものをみんな設立しないかん。そこに寄付をすることによって、みんなの団体であるというのが今までの例、これもそうでしたし、それから私が担当したときには、文化協会、文化センターを建設するためにやはりみんなの協力を得ないかんということで、文化協会も同じこと、そういう実行委員会を作ってやる。けど、鶏が先か卵が先かという話になってしまいますけど、ある程度要望があるという、そういうこともあるということだけちょっと記録に残していただきたいと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>一応請願が出ておりまして、紹介議員の説明があると思います。その先に質疑がありますので、請願の意図についてはその場で行っていただければいいかなと、そういうふうに思いますが、どうでしょう。</p>
野口委員	<p>全然いいんですけど、一応議運だから言っておかないと、ちょっと疑問に思ったのでちょっとお話ただけで、この請願が市に対して再開をという請願ということはよくわかりました。</p>
後藤國弘委員長	<p>そのように進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>次に、会期日程について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>会期につきましては、9月1日から9月28日までの28日間でございます。日程については、初日1日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明を願い、散会となります。2日から11日までは休会とし、4日の午前10時から議案の詳細説明を行います。12日から14日までの3日間は一般質問、15日から18日は休会とし、19日は議案質疑・委員会付託、委員会付託省略の5件のうち、議第65号は討論、採決までお願いします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。20日に予算決算特別委員会・総務委員会、21日に予算決算特別委</p>

員会・民生文教委員会、22日に予算決算特別委員会・産業建設委員会、23日から27日までは休会とし、最終日28日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきます。続いて、例年開催されている中濃十市議員研修会の参加に伴う議員派遣についても採決まで進めていただきます。これにつきましては、11月15日に郡上市で開催予定でございます。

代表質問につきましては、9月定例会は1番目自民清和会さん、2番目自民クラブさん、3番目公明党さん、4番目元気・羽島クラブさん、5番目正統派クラブさん、6番目日本維新の会さん、7番目日本共産党羽島市議団さんの順になりますのでよろしくお願いいたします。なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに紙ベースで提出していただくことになっておりますが、6月定例会に引き続き、紙での提出に合わせ、極力メール等でデータでも提出いただくようお願いしたいと思います。

議員間討議につきましては9月19日の議案質疑終了後に議員間討議を行っていただきますが、テーマの決定については9月4日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案質疑や委員会での質疑の連絡期限については、それぞれ質疑等が行われる2日前とし、19日の議案質疑については2日前の14日木曜日まで、20日の予算決算総務の分と総務委員会の分は15日金曜日まで、21日の予算決算民文の分と民生文教委員会の分は19日火曜日まで、22日の予算決算産建の分と産業建設委員会の分は20日水曜日までとなりますのでよろしくお願いいたします。また、9月4日の全日程終了後には、広報広聴委員会を開催しますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

後藤國弘委員長

局長の説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

では、そのように取り計らうことといたします。9月定例会について、その他何かありますか。なければ次へ行きたいと思います。

(発言なし)

後藤國弘委員長

次に、タブレット端末導入後の運用方法について協議し

	<p>たいと思います。お手元には本会議・委員会等における I T 機器仕様の申し合わせ事項の案をお配りしております。この案は、令和 4 年から議会改革特別委員会で協議し、3 月までに当委員会が引き継いで協議してきました。9 月定例会では紙との併用で端末の運用を行いたいと考えますが、30 日に開催されます全員協議会で端末の配布と合わせて全議員に説明し、決定したいと考えますが、議会運営委員会でこの案を提案することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>では、I T 機器申し合わせ事項については議会運営委員会で全員協議会へ提案したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p>
後藤國弘委員長	<p>(発言なし)</p> <p>それでは、以上で 9 月定例会についての協議を終了したいと思います。</p> <p>続いて何かその他ありましたらご発言願います。</p>
後藤國弘委員長	<p>(発言なし)</p> <p>それでは議長さん何か他にありますか。</p>
後藤國弘委員長	<p>(発言なし)</p> <p>これで議会運営委員会を閉会したいと思います。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午前 10 時 28 分】</p>